

期日前投票の会計年度任用職員及び立会人の募集のご案内

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）中に衆議院の解散等に伴う選挙が執行される場合、選挙の期日前投票事務に従事していただく会計年度任用職員及び期日前投票所の立会人の募集をします。

ただし、令和6年度中に選挙が行われない場合は、応募しても任用されませんので予めご了承ください。

また、採用申込書で登録を希望していただいた方は、「選挙事務アルバイト希望者」として登録し、登録された方には、選挙の都度、勤務することができるかどうかを確認させていただきます。

選挙事務に興味のある方はお気軽に応募してください。

【会計年度任用職員（期日前投票事務）】

職種	会計年度任用職員（期日前投票事務）
職務内容	期日前投票の案内・受付、名簿対照、投票用紙の交付、会場の設営・整理 など
資格等	<p>○年齢 18歳以上の方 ※高校生は除きます。</p> <p>○長時間の投票事務に支障なく従事できる健康な方</p> <p>○地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方（欠格事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・旭川市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	<p>選挙の公(告)示日から選挙期日の前日まで（一部会場は選挙期日の翌日まで）</p> <p>※ 衆議院総選挙の場合、概ね12～14日間の勤務になります。</p>
勤務場所 勤務時間	<p>旭川市総合庁舎 8時30分～20時（予定）</p> <p>神居支所・永山支所・東旭川支所・神楽支所・東鷹栖支所 8時45分～20時（予定）</p> <p>江丹別支所・西神楽市民交流センター 8時45分～17時15分（予定）</p> <p>フィール旭川 10時～19時30分（予定）</p> <p>イオン旭川西店 9時～20時（予定）</p> <p>メガセンタートライアル旭川店 9時～20時（予定）</p> <p>コープさっぽろ東光店 9時～20時（予定）</p> <p>※ 状況によっては、上記の時間を超える場合があります。</p> <p>※ 土日祝日も勤務となります。</p> <p>※ 上記の勤務時間には各45分から1時間の休憩時間を含みます。</p>
募集人数	100人程度
身分	会計年度任用職員
給与 支給日	<p>日給7,800円～</p> <p>※交通費、時間外勤務手当支給（条件あり）</p> <p>末日締め翌月21日支給（休日の場合は、その前の平日）</p>
服務規程	地方公務員法の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

【立会人】

職種	期日前投票所の立会人
職務内容	投票手続の全般について適正に行われていることの確認
資格等	○年齢18歳以上の方 ※高校生は除きます。 ○長時間の投票事務に支障なく従事できる健康な方 ※ 職務の性質上、特定の候補者の選挙運動に積極的に関与する（予定の）方は応募をご遠慮ください。
任用期間	選挙の公(告)示日の翌日から選挙期日の前日までの指定した日 ※ 衆議院総選挙の場合、期日前投票期間11日間のうち5～10日程度を予定。 ※ 立会う日については、選挙が決まってから調整させていただきます。
勤務場所 勤務時間	旭川市総合庁舎 8時30分～20時（予定） 神居支所・永山支所・東旭川支所・神楽支所・東鷹栖支所 8時45分～20時（予定） 江丹別支所・西神楽市民交流センター 8時45分～17時（予定） フィール旭川 10時～19時30分（予定） イオン旭川西店 9時～20時（予定） メガセンタートライアル旭川店 9時～20時（予定） コープさっぽろ東光店 9時～20時（予定） ※ 状況によっては、上記の時間を超える場合があります。 ※ 土日祝日も勤務となります。 ※ 上記の勤務時間には各45分から1時間の休憩時間を含みます。
募集人数	36人
身分	非常勤特別職
報酬 支給日	日額9,600円 ※交通費は支給されません。 勤務日から約1か月後に支給

【共通事項】

1 提出書類

旭川市会計年度任用職員等採用申込書（選挙事務アルバイト用）

2 提出方法

採用申込書を電子メール、郵送又は持参により旭川市選挙管理委員会事務局に提出してください。

※ 郵送の際は封筒の表側に「採用申込書在中」と朱書きしてください。

※ 提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

3 応募期間

令和6年4月1日～令和6年9月30日

※ 郵送の場合は、9月30日までの消印有効

※ 応募期間中に選挙が行われた場合等、応募を中止する場合があります。

4 選考について

- (1) 選挙執行が決定又は濃厚となった際、書類審査及び必要に応じて面接を行い選考します。
- (2) ご連絡は、面接を行う場合と採用が決定した場合のみとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 選考結果に関する電話等のお問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

5 アルバイト希望者の登録

- (1) 採用申込書で登録を希望していただいた方は、「選挙事務アルバイト希望者」として登録します。
- (2) 登録された方には、令和7年度以降についても選挙事務について勤務することができるかどうかを書面等で確認させていただきます。
- (3) 登録された方であっても、選挙の都度、採用申込書の提出が必要になります。
- (4) 採用申込書に虚偽の記載があった場合は、登録を取り消すことがあります。
- (5) 応募により取得した個人情報は適正に管理し、選挙事務以外の目的で使用することや、外部に提供することはありません。
- (6) 本人からの申し出があったときは登録を解除します。

6 その他

- (1) 令和6年度中に選挙が執行されない場合は、応募しても任用されませんのであらかじめ御了承ください。
- (2) 採用が決まった場合、報酬振込先の口座情報、マイナンバー情報、通勤届等の書類の提出が必要となります。また、選挙の都度新たに任用することになるため、改めて採用申込書の提出が必要となります。
- (3) 採用申込書に記載された個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的には利用しません。

【問合せ・提出先】

旭川市選挙管理委員会事務局
〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
電話 (0166) 25-6513
メール senkan@city.asahikawa.lg.jp

